

## 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案要綱

### 第一 目的

この法律は、公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とするものとする。

(第一条関係)

### 第二 定義

一 この法律において「大深度地下」とは、次に掲げる深さのうちいずれか深い方以上の深さの地下をいうものとする。

1 建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることがない地下の深さとして政令で定める深さ

2 当該地下の使用をしようとする地点において通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤として政令で定めるものうち最も浅い部分の深さに政令で定める距離を加えた深さ

二 この法律において「事業者」とは、第四の対象事業を施行する者であつて大深度地下の使用を必要とする者をいうものとする。

三 この法律において「事業区域」とは、大深度地下の一定の範囲における立体的な区域であつて、対象事業を施行する区域をいうものとする事。

(第二条関係)

### 第三 対象地域

この法律による特別の措置は、人口の集中度、土地利用の状況その他の事情を勘案し、公共の利益となる事業を円滑に遂行するため、大深度地下を使用する社会的経済的必要性が存在する地域として政令で定める地域（以下「対象地域」という。）について講じられるものとする事。

(第三条関係)

### 第四 対象事業

この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする事。

- 一 道路に関する事業
- 二 河川又は河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する水路、貯水池等の施設に関する事業
- 三 国、地方公共団体等が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業
- 四 鉄道事業者が一般の需要に応ずる鉄道事業の用に供する施設に関する事業
- 五 日本鉄道建設公団が設置する鉄道等の用に供する施設に関する事業

六 軌道の用に供する施設に関する事業

七 第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する事業

八 一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物に関する事業

九 ガス工作物に関する事業

十 水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水

路の用に供する施設に関する事業

十一 水資源開発公団が設置する一定の施設に関する事業

十二 一から十一までに掲げる事業のほか、土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業又は都市計画法の規定により土地を使用することができる都市計画事業のうち、大深度地下を使用する必要があるものとして政令で定めるもの

十三 一から十二までに掲げる事業のために欠くことができない通路、鉄道、水路等の施設に関する事業

(第四条関係)

第五 安全の確保及び環境の保全の配慮

大深度地下の使用に当たっては、その特性にかんがみ、安全の確保及び環境の保全に特に配慮しなければならぬものとする。

(第五条関係)

## 第六 基本方針

一 国は、大深度地下の公共的使用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項
- 2 大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項
- 3 安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項
- 4 その他大深度地下の公共的使用に関する重要事項

三 国土交通大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるとともに、閣議決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならないものとする。

(第六条関係)

## 第七 大深度地下使用協議会

一 公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、対象地域ごとに、国の関係行政機関及び関係都道府県（以下「国の行政機関等」という。）は、大深度地下使用協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

二 協議会は、必要があると認めるときは、関係市町村及び事業者に対し、資料の提供、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。

三 一の協議を行う会議において協議が調った事項については、国の行政機関等は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

四 協議会の庶務は国土交通省において処理するほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が定めるものとする。

（第七条関係）

#### 第八 情報の提供等

国及び都道府県は、対象地域における地盤の状況、地下の利用状況等に関する情報の収集、提供等に努めなければならないものとする。

（第八条関係）

#### 第九 事業の準備等

事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償について所要の規定を設けるものとする。

(第九条関係)

#### 第十 使用の認可に関する処分を行う機関等

一 事業者は、対象地域において、使用の認可を受けて、当該事業者が施行する事業のために大深度地下を使用することができるとすること。

二 事業が次のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行い、それ以外のものであるときは、事業区域を管轄する都道府県知事が使用の認可に関する処分を行うものとする。

- 1 国又は都道府県が事業者である事業
- 2 事業区域が二以上の都道府県の区域にわたる事業
- 3 一の都道府県の区域を越え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業
- 4 1から3までに掲げる事業と共同して施行する事業

(第十条及び第十一条関係)

## 第十一 事前の事業間調整

一 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、事業概要書を作成し、事業所管大臣又は都道府県知事にこれを送付しなければならないものとする。

二 事業者は、一により事業概要書を送付したときは、事業概要書を作成した旨等を公告するとともに、事業区域が所在する市町村において、当該事業概要書を公告の日から起算して三十日間、縦覧に供しなければならないものとする。

三 一により事業概要書を送付された事業所管大臣又は都道府県知事は、速やかに、協議会の構成員にその写しを送付し、送付を受けた協議会の構成員（対象事業を所管する行政機関に限る。）は、所管対象事業を施行する者に対し、当該事業概要書の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならないものとする。

四 二により公告をした事業者は、縦覧期間内に、事業区域又はこれに近接する地下において対象事業を施行し、又は施行しようとする者から事業の共同化、事業区域の調整等の申出があったときは、これに努めなければならないものとする。

（第十二条関係）

## 第十二 調書の作成

事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、事業区域に井戸その他の物件があるかどうかを調査し、当該物件があるときは、所要の事項を記載した調書を作成しなければならないものとする。

(第十三条関係)

## 第十三 使用認可申請書

事業者は、使用の認可を受けようとするときは、使用認可申請書及びその添付書類を、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う事業にあつては事業所管大臣を経由して国土交通大臣に、都道府県知事が使用の認可に関する処分を行う事業にあつては都道府県知事に提出しなければならないものとする。

(第十四条から第十五条まで関係)

## 第十四 使用の認可の要件等

一 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が次に掲げる要件のすべてに該当するときは、使用の認可をすることができるものとする。

1 事業が対象事業であること。



- 2 事業が対象地域における大深度地下で施行されるものであること。
- 3 事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること。
- 4 事業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 5 事業計画が基本方針に適合するものであること。
- 6 事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであること。
- 7 事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適當でないこと認められること。
- 二 使用の認可には、使用の認可の趣旨に照らして、又は使用の認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付し、及びこれを変更することができるものとする。

(第十六条及び第十七条関係)

## 第十五 使用の認可の手續

- 一 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において必要がある

と認めるときは、関係行政機関等の意見を求めなければならないものとする。

二 関係行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣又は都道府県知事に意見を述べることが出来るものとする。

三 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業者に対し、説明会の開催等使用認可申請書等の内容を周知させるため必要な措置を講ずるよう求めることが出来るものとする。

四 その他公聴会、使用認可申請書の公告及び縦覧、利害関係人の意見書の提出等使用の認可の手續について所要の規定を設けるものとする。

(第十八条から第二十条まで関係)

#### 第十六 使用の認可の告示等

一 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を当該使用の認可を受けた事業者（以下「認可事業者」という。）に文書で通知するとともに、次に掲げる事項を告示しなければならぬものとする。

##### 1 認可事業者の名称

2 事業の種類

3 事業区域

4 事業により設置する施設又は工作物の耐力

5 使用の期間

二 使用の認可は、告示があつた日から、その効力を生ずるものとする。

三 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可をしたときは、直ちに、事業区域が所在する市町村の長にその旨を通知し、通知を受けた市町村長は、送付を受けた事業区域を表示する図面を、当該使用の認可の取消し又は当該事業区域全部の使用の廃止の告示をした旨の通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならぬものとする。

四 都道府県知事は、その管轄区域における大深度地下の使用の認可に関する登録簿を調製し、公衆の縦覧に供するとともに、請求があつたときは、その写しを交付しなければならないものとする。

五 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を事業者に文書で通知しなければならないものとする。

(第二十一条から第二十四条まで関係)

## 第十七 使用の認可の効果等

一 使用の認可の告示があつたときは、当該告示の日において、認可事業者は、使用の期間中事業区域を使用する権利を取得し、当該事業区域に係る土地に関するその他の権利は、認可事業者による事業区域の使用を妨げ、又は当該告示に係る施設等の耐力及び事業区域の位置からみて認可事業者による事業区域の使用に支障を及ぼす限度においてその行使を制限されるものとする。

二 認可事業者による事業区域の使用については、他の法令中占用の許可及び占用料の徴収に関する規定は適用しないものとする。

(第二十五条及び第二十六条関係)

## 第十八 使用の認可に基づく地位の承継及び権利の譲渡

一 使用の認可に基づく地位の承継について所要の規定を設けるものとする。

二 使用の認可に基づく権利の全部又は一部の譲渡は、国土交通大臣又は都道府県知事の承認(国土交通大臣への承認の申請は事業所管大臣を経由して行わなければならない)を受けなければ、これをするこ  
とができないものとする。

三 国土交通大臣又は都道府県知事は、二により承認をしたときはその旨を告示しなければならないこと

とすること等所要の規定を設けるものとする。

(第二十七条及び第二十八条関係)

## 第十九 使用の認可の取消し

一 国土交通大臣又は都道府県知事は、認可事業者が次のいずれかに該当するときは、使用の認可(第八の権利の譲渡に関する承認を含む。)を取り消すことができるものとする。

1 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2 施行する事業が第十四の要件のいずれかに該当しないこととなったとき。

3 正当な理由なく事業計画に従って事業を施行していないと認められるとき。

4 使用の認可に付された条件に違反したとき。

二 国土交通大臣は、使用の認可を取り消そうとするときは、あらかじめ、事業所管大臣の意見を聴かなければならないものとする。

三 その他使用の認可の取消しに係る手続等について所要の規定を設けるものとする。

(第二十九条関係)

## 第二十 事業の廃止又は変更

一 認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨（事業区域の一部を使用する必要がなくなったときにあつては、使用の必要がない事業区域の部分及び立体的な範囲並びにこれを表示する図面を含む。）を届け出なければならないものとする。

二 その他告示、縦覧等事業区域の使用の廃止に係る手続等について所要の規定を設けるものとする。

（第三十条関係）

## 第二十一 事業区域の明渡し及びそれに伴う損失の補償等

一 認可事業者は、事業の施行のため必要があるときは、事業区域にある物件を占有している者に対し、期限を定めて、事業区域の明渡しを求めることができるものとする。

二 一により明渡しの請求があつた物件を占有している者は、明渡しの期限（明渡しの請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日）までに、物件の引渡し又は移転（以下「物件の引渡し等」という。）を行わなければならないものとする。

三 認可事業者は、物件の引渡し等により当該物件に関し権利を有する者が通常受ける損失を補償しなけ

ればならないものとする。

四 三の損失の補償は、認可事業者と損失を受けた者とが協議して定めるものとし、明渡しの際限までに補償額を支払わなければならないものとともに、協議が成立しない場合には収用委員会の裁決を申請するものとする。

五 その他補償金の供託、事業区域の明渡しの代行及び代執行等について所要の規定を設けるものとする。

(第三十一条から第三十六条まで関係)

## 第二十二 その他の損失の補償

事業区域の明渡しに伴う損失のほか、第十七による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じたときは、当該損失を受けた者は、使用の認可の告示の日から一年以内に限り、認可事業者に対し、その損失の補償を請求することができるものとする。

(第三十七条関係)

## 第二十三 原状回復の義務

認可事業者は、使用の認可の取消し、事業の廃止又は変更その他の事由によって事業区域を使用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該事業区域の全部若しくは一部を原状に復し、又は当該事業区域の

全部又は一部及びその周辺における安全の確保若しくは環境の保全のため必要な措置をとらなければならないものとする事。  
(第三十八條關係)

#### 第二十四 雜則

手数料、不服申立て、権限の委任等について所要の規定を設けるものとする事。

(第三十九條から第五十一條まで關係)

#### 第二十五 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする事。

(第五十二條から第五十六條まで關係)

#### 第二十六 附則

この法律の施行期日その他所要の規定を設けるものとする事。

(附則關係)

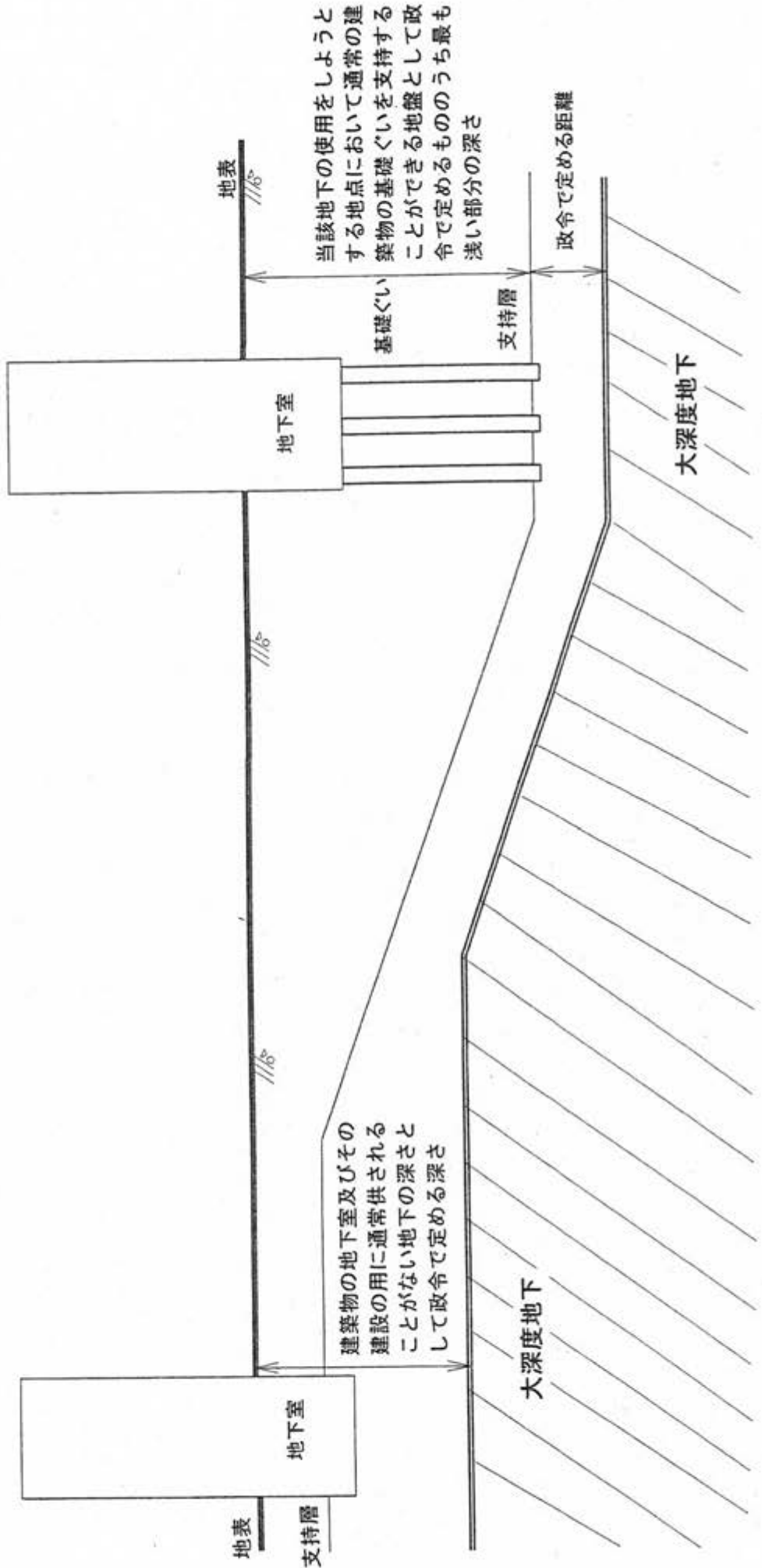


# 大深度地下の定義

当該地下の使用をしようとする地点において通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤として政令で定めるものうち最も浅い部分の深さに政令で定める距離を加えた深さ(第2条第1項第2号)

建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることがない地下の深さとして政令で定める深さ(第2条第1項第1号)

いずれか深い方以上の深さの地下が大深度地下



当該地下の使用をしようとする地点において通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤として政令で定めるものうち最も浅い部分の深さ

建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることがない地下の深さとして政令で定める深さ